

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	完成前の許可工作物の一部使用の承認
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第30条第2項
法令の規定	<p>【河川法第30条第2項】</p> <p>第30条第1項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p>
審査基準	<p>完成前の許可工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、または工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当すること。</p> <p>① 使用しようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。</p> <p>② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	